

令和 4 管理年度（令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月）さんま
漁獲可能量（T A C）の設定及び配分について（案）

令和 3 年 10 月
水 産 庁

1 T A C（案）

155,335 トン

設定の考え方

令和 4 管理年度のさんま T A C については、令和 3 年 2 月の北太平洋漁業委員会（N P F C）で採択された保存管理措置を踏まえ、以下の考え方に基づき、T A C を 155,335 トンに設定する。

ただし、令和 4 年 3 月に開催を予定する北太平洋漁業委員会（N P F C）で新たな保存管理措置が採択された場合には、必要に応じて改定を検討することとする。

N P F C の保存管理措置	我が国 T A C 算定の考え方
<p>① 2021 年及び 2022 年の分布域全体の漁獲可能量を 333,750 トン、N P F C 条約水域（公海）での漁獲可能量（T A C）を 198,000 トンに制限。</p> <p>② 日ロ両国は 200 海里水域内の漁獲量を 135,750 トン以内に抑えることで上記措置に協力。</p>	<p>○日ロ両国の 200 海里水域内の過去 3 年間（平成 29 年～令和元年）の我が国漁船の漁獲シェアは、93.7%</p> <p>○我が国漁船による日ロ両国の 200 海里水域内の漁獲量 = 135,750 トン × 93.7% = <u>127,220 トン（A）</u></p>
<p>③ 各国は公海での漁獲量を 2018 年の漁獲実績から 40%削減。 ※沿岸国は、200 海里水域内における漁獲上限の一部を公海での漁獲に振り替え可能。</p>	<p>○我が国漁船による公海の漁獲量 = 46,859 トン（2018 年の漁獲実績） × 60% = <u>28,115 トン（B）</u></p>
	<p>○我が国の令和 4 管理年度 T A C = <u>155,335 トン（A + B）</u></p>

参考1：日ロ両国の200海里水域内の我が国漁船のシェアの算定根拠

N P F C統計における200海里水域内の漁獲実績

船籍	日本	韓国	ロシア	台湾	計
2017	68,077	2,882	2,633	0	73,592
2018	81,672	2,943	2,325	0	86,940
2019	21,804	0	719	0	22,523
計	171,553	5,825	5,678	0	183,056

(A)

(B)

$$\frac{(A)}{(B)} = 93.7\%$$

参考2：さんまTACの推移

単位：トン

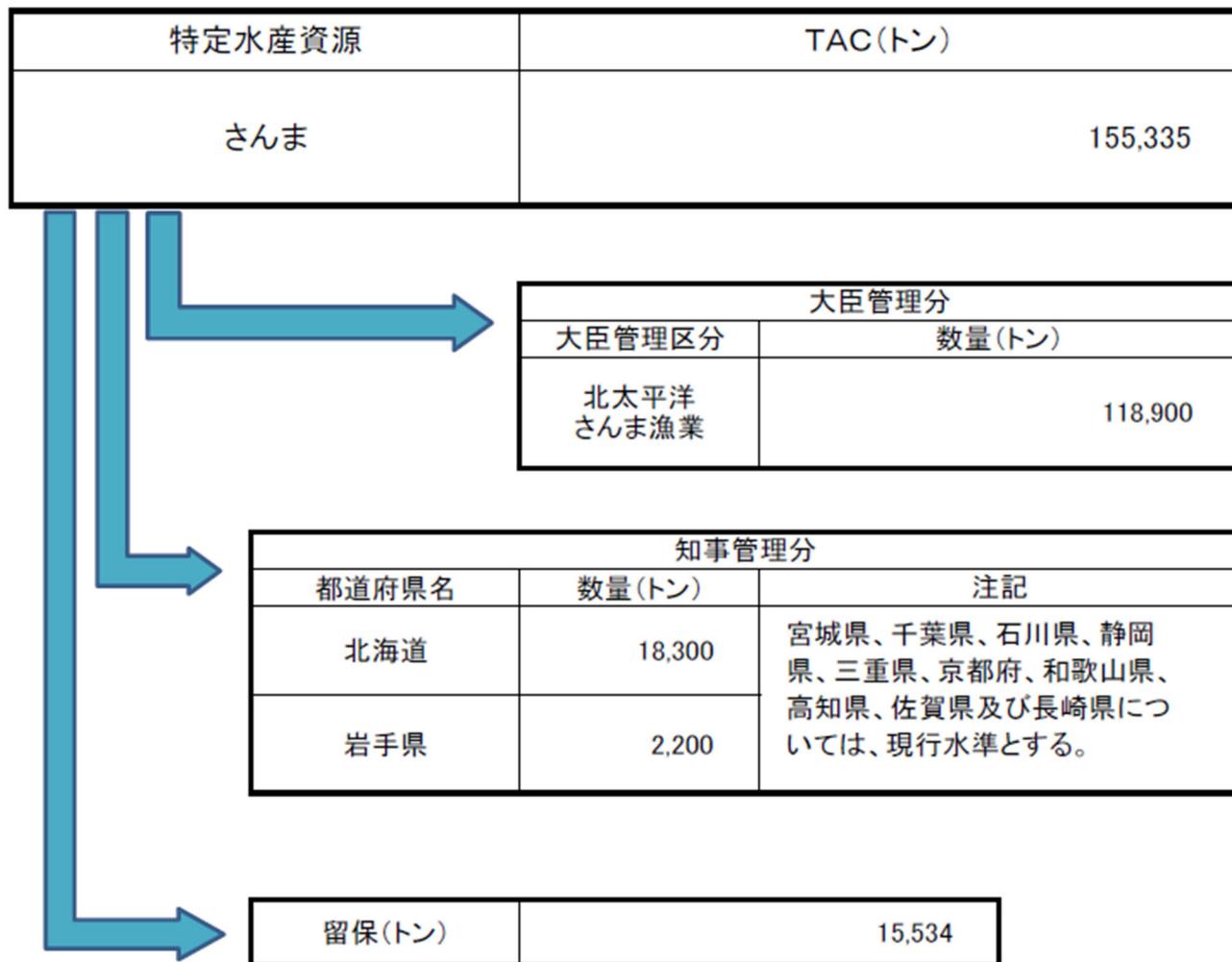
特定水産資源	R4年 (案)	R3年	R2年	H31/R1年	H30年
さんま	155,335	264,000 (155,335)	264,000	264,000	264,000

※括弧内は改定後の数字（期中改定があった場合）

2 配分（案）

資源管理基本方針別紙2-4「さんま」に従い、漁獲実績等に基づき以下のとおり配分する。

令和4管理年度さんま漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について



参考3：資源管理基本方針 別紙2-4「さんま」より抜粋

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年（2017年）から令和元年（2019年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

- (1) 平成29年（2017年）から令和元年（2019年）までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (2) (1)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。